

国連自由権規約委員会

日本の第7回定期報告に係る総括所見（2022年11月3日）

テロ対策（共謀罪法）

16. 委員会は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（共謀罪法）が、テロリズムや組織的犯罪とは一見無関係な犯罪を含む 277 の行為を犯罪の成立する範囲として広く設定していることを懸念している。また、同法が表現の自由、平和的集会の権利、結社の自由といった、規約に規定された基本的権利を不当に制限し、自由と安全に対する権利及び公正な裁判を受ける権利（第4条、9条、14条、17条、19条、21条及び22条）の侵害につながる可能性があることを懸念している。

17. 締約国は、テロリズムや組織犯罪と無関係な行為の犯罪化を排除するため に、共謀罪法を改正することを検討すべきである。また、共謀罪法の適用が規約上の権利を不当に制限しないことを確保するために、適切な保障措置及び 防護措置を採用すべきである。

出典：日本弁護士連合会代表団として国連自由権規約委員会の審査に参加した弁護士（海渡雄一・須田洋平・石田真美・小川隆太郎・高遠あゆ子の各氏）の共同作成による暫定的仮訳より抜粋